

令和 7 年度年間監査計画

1 目的

令和 7 年度の定例監査及び出納検査(例月)並びに一般会計、特別会計及び企業会計の決算審査(以下「監査等」という。)について、効率的かつ効果的に実施するため、名寄市監査基準(令和 2 年監査委員訓令第 1 号。以下「監査基準」という。)第 8 条の規定に基づき、監査計画を次のとおり定める。

2 基本方針

- (1) 合規性及び正確性の視点による監査の推進
手続きの合規性及び数値の正確性の監査を推進し、改善を求める監査を実施する。
- (2) 経済性(Economy)、効率性(Efficiency)、有効性(Effectiveness)の 3 E の視点による監査の推進
3 E の視点を踏まえ、事務事業が最少の経費で最大の効果を上げているか等、効率的かつ効果的な監査を実施する。
- (3) 監査等の有機的連携及び内部統制に依拠した監査の実施
各種監査等の有機的連携を図る監査を実施する。
また、内部統制(組織として自らが行うチェック体制の整備、運用改善)が図られ、適切なリスク管理の運用がなされているかに着眼した監査や、内部統制に依拠した監査の範囲を広げる取り組みを進め、監査資源の有効的な配分を目指す。
- (4) リスク・アプローチによる監査
監査対象を識別し、リスクの内容及び程度を総合的に判断して、リスクの高い項目を重視した監査を行う。
- (5) 監査の質の向上
監査委員及び事務局職員は、監査等に求められる質を確保するために、知識の習得や監査能力の向上に努める。
- (6) 監査情報の発信と業務改善
監査結果や改善措置などの情報発信の他、過去の指摘等に対する業務改善や業務の引継ぎが確実に行われているか等を確認し、監査の実効性を高める。

3 実施する各種監査等

監査等の種類、内容、実施日程・時期は、次の事項に基づき実施する。
なお、それぞれの具体的な内容は実施計画において定める。

- (1) 定期監査(財務監査)(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 199 条第 4 項、監査基準第 2 条第 1 項第 1 号)

ア 監査事項

- (ア) 財務及びこれに関連する事務の執行状況において、予算の執行、収入、調定、支出負担行為、支出及び契約事務が適正かつ効率的に行われているか。
- (イ) (ア)以外の事務における文書の処理方法及び諸帳簿の記帳整理並びに事業に係る制度について、法令順守により適正に行われているか。

イ 監査の方法

- (ア) 監査対象部局長に対し関係書類の提出を求め、適法か妥当かを確認し、必要に応じ実地調査を行う。
- (イ) リスクを想定した監査対象を選定し、リスクに対する事前の対策等に着眼した監査を実施する。
- (ウ) 監査対象年度は令和 6 年度とする。ただし、監査の必要があるときは、現年度の事務を対象とする場合がある。

(2) 財政援助団体等監査（法第 199 条第 7 項、監査基準第 2 条第 1 項第 3 号）

- ア 財政的援助を与えている団体、出資・支払保証団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている者に対し、当該団体に対する財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適法及び妥当に行われているか等を主眼として実施する。
- イ 対象団体 補助金の交付を受けた団体等及び公の施設の指定管理者から選定
- ウ 実施日程 令和 7 年 10 月から令和 8 年 1 月末日

(3) 行政監査（法第 199 条第 2 項、監査基準第 2 条第 1 項第 2 号）

行政監査は、次の事項に基づき実施する。

- ア 市長等の事務又は委員会若しくは委員の権限に属する事務の執行について、監査が必要であると認めたとき。
- イ 実施日程 随時

(4) 随時監査（法第 199 条第 5 項、監査基準第 2 条第 1 項第 1 号）

随時監査は、次の事項に基づき実施する。

- ア 監査が必要であると認めたとき又は、今後予定する定期監査を繰り上げて実施する必要があるとき。
- イ 監査内容 事務事業の執行が適法及び妥当かつ合理的、効果的に行われているかを監査する。
- ウ 実施日程 随時

(5) 例月出納検査（法第 235 条の 2 第 1 項、監査基準第 2 条第 1 項第 1 号及び第 5 号）

例月出納検査は、次の事項に基づき実施する。

- ア 会計管理者及び公営企業管理者等が保管する現金（歳入歳出外現金または預り金及び基金に関する現金を含む）の残高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかどうか。
- イ 併せて請求書等関係書類の財務監査も適宜行い、照会事項、意見、指導事項があるときは、処理状況の報告や資料の提出を求め、各監査・審査と有機的に連携する監査を行う。
- ウ 実施日程 書類実査期間は、原則毎月 5 日から 25 日とする。

- (6) 決算審査（法第 233 条第 2 項、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 2 項、監査基準第 2 条第 1 項第 4 号）

決算審査は、次の事項に基づき実施する。

ア 審査事項（審査に当たっては、次の事項を主眼とする。）

（ア） 決算その他関係諸表の正確性の検証

（イ） 予算の執行及び事業の運営が、適正かつ効率的に行われているか。

（ウ） 決算における資産、債権等の確認及び検査を行い、財産管理の効率化等を審査する。

（エ） 地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 7 条の規定による剰余金の措置がされているか審査する。

イ 審査の方法

財政課をはじめ、関係課より提出された関係書類、帳票等により照合調査のほか、必要に応じ関係職員からの概況聴取等により実施する。

ウ 審査の期間

（ア） 一般会計・特別会計決算審査 令和 7 年 7 月～8 月

（イ） 水道事業会計・下水道事業会計・病院事業会計決算審査 令和 7 年 6 月～8 月

- (7) 基金運用審査（法第 241 条第 5 項、監査基準第 2 条第 1 項第 6 号）

基金運用状況審査は、次の事項に基づき実施する。

ア 基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証する。

イ 基金の運用が正確、適正かつ効率的に行われているか。

ウ 審査の時期 決算審査に合わせて実施する。

- (8) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項、監査基準第 2 条第 1 項第 7 号）

財政健全化及び経営健全化審査は、次の事項に基づき実施する。

ア 健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び公営企業の資金不足比率の算定の基礎となる書類の係数の正確性を検証する。

イ 健全化判断比率等が適正であるか。

ウ 審査の時期 令和 7 年 8 月～9 月

4 結果報告及び公表の時期

- (1) 法第 199 条第 4 項に基づく定期監査(財務監査)

ア 定期監査の結果報告は、法第 199 条第 9 項に基づき、議会及び市長並びに教育委員会等へ報告し、名寄市役所名寄庁舎前掲示場に掲示するほか報道機関等へ公表、市のホームページに掲載する。

イ 公表の時期 令和 8 年 3 月

- (2) 定期監査に伴う市長等による措置状況

ア 市長等が監査結果に基づく措置を講じ、監査委員に通知があったときは、法第 199 条第 9 項に基づき、市のホームページに掲載する。

イ 公表の時期 通知があったとき

(3) 財政援助団体等に対する監査

監査結果の報告は、(1) 及び (2) の定期監査の例により実施する。

(4) 例月出納検査

ア 検査の結果は各定例議会開会前に議会及び市長への報告を経て公表する。

イ 公表の時期

(5) 決算審査及び基金運用審査

ア 審査終了後、監査委員の意見を付した決算審査意見書を市長に提出する。

イ 公表の時期 令和7年9月末

(6) 健全化判断比率等審査

ア 審査終了後、監査委員の意見を付した審査意見書を市長に提出する。

イ 公表の時期 令和7年9月末

5 監査対象

定期監査 (財務監査)	【総務部 デジタル推進担当、防災担当】 【健康福祉部 社会福祉課、高齢者支援課】 【建設水道部 都市整備課、建築課】 【名寄市立大学 事務局（総務課、教務課、学生課）】 監査等範囲 ○令和6年度執行事務事業等 ○令和6年度完了工事等
財政援助団体等監査 (財政援助団体監査)	名寄日台親善協会補助金
財政援助団体等監査 (公の施設の指定管理者監査)	(株)名寄振興公社 (名寄ピヤシリスキー場、体育センターピヤシリ・フォレスト、名寄市ピヤシリシャンツェ)
随時監査 (財務監査)	必要に応じ随時実施
行政監査	必要に応じ随時実施

6 監査等の実施体制

監査委員2名で監査等を実施し、事務局職員が補助する。